

特別民間法人・特別法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

| | | | | |
|--------------|---|-----------|---------------------------|--|
| 法人名 | 建設業労働災害防止協会 | 担当部局・担当課室 | 労働基準局安全衛生部計画課 機構・団体管理室 | |
| | | 評価実施時期 | 令和4年3月 | |
| 根拠法令等 | 労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）第8条、第36条 | 法人類型 | 特別民間法人 | |
| 法人概要 | ○法人の概要 事業主及び事業主等の団体による自主的労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害防止に寄与することを目的として、労働災害防止団体会法に基づき設立された。 | | | |
| 法人の事務・事業の内容 | ○事務・事業の内容 ① 労働災害防止規程の設定 ② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 【法令上、実施を可能としている業務】 ③ 機械及び器具についての試験及び検査 ④ 労働者の技能に関する講習 ⑤ 情報及び資料の収集及び提供 ⑥ 調査及び広報 ⑦ ③～⑥の業務に付帯する業務 | | | |
| 法人の事務・事業の目的 | 建設業における労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、建設業に係る労働災害の防止に関し、上記の業務を行う。 | | | |
| 関連する政策目標等 | 【政策目標】 ・労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ 施策大目標2 2-1） 【指標の目標値等】 ※第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度）（以下「第13次防」という。）による。 ・死亡災害については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少。 ・死傷災害（休業4日以上労働災害）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少。 <重点業種別対策> ・建設業において、労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。 | | | |
| 法人の事務・事業の実績等 | ○実績（令和3年度） ① 労働災害防止規程の設定 ・以下に記載する事業や広報・普及促進活動等を通じて、労働災害防止規程の普及・促進を図った。 ② 会員に対する労働災害防止に関する技術的案事項についての指導及び援助 | | | |

○専門家による技術指導・支援事業
 安全・衛生管理士による技術指導・支援
 個別指導：266件
 集団指導：90件、延べ5,737名
 パトロール：84件
 講演会：29回、延べ2,299名
 講習会：46回、延べ5,377名
 調査研究等：17回
 相談：114回
 情報収集等：225回
 その他：919回
 安全指導者による指導、支援事業
 委嘱数：3,414人
 現場パトロール：2,162回、延べ活動6,828人
 講習会等の講師：延べ165回、延べ活動355人
 建設業安全衛生統括指導者等による安全指導者活動への支援
 19支部：19人
 建設業メンタルヘルス対策アドバイザーによる指導・支援
 個別指導（相談対応含む）：93件
 集団指導：4件

○中小専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
 ・現場パトロール：198回
 ・個別指導：206回
 ・集団指導、技術研修会：109回
 ・啓発活動（支部大会等）：22回

③ 機械及び器具についての試験及び検査
 -（該当事業なし）

④ 労働者の技能に関する講習
 (1) 本部教育推進部で実施した講座
 ・17講座、延べ48回、修了者1,820名
 (2) 建設業安全衛生教育センターで実施した講座等
 ・16講座、延べ81回、修了者1,156名
 (3) 支部で実施した安全衛生教育
 ・技能講習、延べ1,844回、修了者55,494名
 ・特別教育、延べ1,907回、修了者56,248名
 ・その他の教育、延べ2,294回、修了者52,060名

⑤ 情報及び資料の収集及び提供
 ・令和3年度建設業労働災害防止対策実施事項：63,500部
 ・広報誌「建設の安全」（年10回発行各号65,000部）：650,000部
 ・全国安全週間実施要領：108,000部
 ・全国労働衛生週間実施要領：82,000部
 ・建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領：81,500部
 ・建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領：78,000部
 ・墜落・転落災害撲滅キャンペーンリーフレット：40,000部
 ・広報関係資料の電子媒体による情報提供

⑥ 調査研究及び広報・普及
 ○安全衛生対策に関する調査研究
 1) 建設業における労働安全衛生管理DXの方向性に関する円卓会議

| | |
|--|---|
| | <p>(建設業におけるメンタルヘルス対策のあり方に関する検討委員会・ICTを活用した労働災害防止対策のあり方に関する検討委員会の合同開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会開催：2回 <p>2) 労働災害防止のための ICT 活用データベース申請審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会開催：3回 <p>3) 木造家屋等建築工事安全対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会開催：1回 <p>4) 保護具等に関する調査研究委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会開催：4回 <p>5) 建設業における化学物質管理のあり方に関する検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会開催：4回 ・実態調査：1回 <p>○全国建設業労働災害防止大会の開催 第58回京都大会の開催</p> <p>1) 開催準備活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合集会、各専門部会を設置し、部会毎に委員会を開催した：4回 <p>2) 第58回全国建設業労働災害防止大会の開催（ハイブリッド開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1日目：総合集会：参加者2,300名 ・第2日目：専門部会：参加者950名 ・オンライン配信：10月7日(木)に総合集会のライブ配信、10月7日(木)～31日(日)の間、総合集会、専門部会のオンデマンド配信：参加者750名 <p>3) 安全衛生保護具等展示会の開催</p> <p>4) 大会開催の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌への掲載4回（4月号、6月号、7・8月号、9月号） ・リーフレット（2種）の作成・配布135,000枚 ・ポスターの作成・配布250枚 ・案内書の作成・配布67,500枚 <p>5) CPDS（継続教育制度）プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門部会の聴講者については、CPDSユニットの取得を行った。 <p>○安全祈願祭の実施 全国安全週間の冒頭を飾る行事として、明治神宮神楽殿において安全祈願祭を実施した。 ：令和3年7月1日 約100人の参加</p> <p>⑦ ③～⑥の業務に附帯する業務</p> <p>1) 安全衛生教育用テキスト・安全衛生用品等の頒布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生教育用テキスト：840,100部 ・安全衛生用品：756,600部 ・視聴覚教材：1,061部 <p>2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスモス普及促進事業の推進 ・コスモス認定事業の展開 ・労働安全衛生マネジメントシステムに関連する国際標準化の動向の情報収集 <p>3) ずい道等建設労働者健康情報管理システムの構築・運用事業</p> <p>(1) ずい道システムへの登録状況 事業場情報141件（422件）、健康診断情報756人分（1,595人分） （令和4年3月末日現在、（ ）内は平成31年3月からの累計値）</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| | <p>(2)ずい道システムの利便性を向上のためのシステム改修（令和4年3月28日稼働開始）</p> <p>①事業場情報の完了機能追加 ②個人健診情報登録時のメール通知機能追加 ③メール送信機能の拡張 (3)ずい道システムの周知・活用促進 ①労働者向けシステム紹介資料の作成 10,000部作成 専門工事業者へ配布 ②業界紙等への広告掲載 4誌に掲載 ③システム紹介記事掲載 2誌に掲載 ④講習会等によるシステム紹介及び登録要請 ⑤リーフレット等の配布 「ずい道等の掘削等作業主任者特例講習」開催 18支部にリーフレット（事業者向け）100枚、クリアファイル100枚（支部）を配布</p> <p>(4)ずい道システム検討会の開催 ずい道システムの維持、運用方法及び広報に関する内容に加え、ずい道システムの運用上発生した諸問題に対応するための検討を行うことを目的とした検討会を開催した。検討会開催2回。</p> <p>4)既存不適合機械等更新支援補助金事業（国（厚生労働省）の公募による補助事業）</p> <p>①フルハーネス型安全帯 ・総申請件数 4,170件 ・交付決定件数 3,670件</p> <p>②積載形トラッククレーン過負荷防止装置 ・総申請件数 37件 ・交付決定件数 19件</p> <p>○事業収入 （令和3年度）</p> <p>① 労働災害防止規程の設定について —</p> <p>② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 ・14,495千円</p> <p>③ 機械及び器具についての試験及び検査 —</p> <p>④ 労働者の技能に関する講習 ・2,367,684千円</p> <p>⑤ 情報及び資料の収集及び提供 ・44,103千円</p> <p>⑥ 調査及び広報 ・48,810千円</p> <p>⑦ ③～⑥の業務に附帯する業務 ・1,298,487千円</p> |
|--|---|

| | |
|-------------------------|--|
| 国からの補助金等 | 別紙のとおり |
| 法人の事務・事業の見直し状況（これまでの検証） | <p>建設業においては、死亡災害は昭和44年から令和3年までの過去50年間で大幅に減少している（令和3年は288人）ものの、休業4日以上死傷災害は依然として毎年1万5千人前後の労働者が被災している（※令和3年は前年より約1千人増加し、1万6千人超となった。）。事故の型別にみると、死亡災害、死傷災害ともに「墜落・転落」によるものが最も多く、起因物としては、「はしご、屋根、足場」等によるものが半数近くを占めている。</p> <p>このような状況においては、関係する団体との密接な連携の下、足場における墜落防止措置や、高所作業におけるフルハーネス型の墜落制止用器具の使用の更なる徹底等といった、継続的かつ効果的な労働災害防止活動を行うことが必要である。法人の事務等については、「労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会」（平成23年11月21日）にて、各項目に対し以下の指摘を受け、平成29年度以降も継続的に見直しを実施している。</p> <p>【理事数】理事数を迅速な意志決定を妨げない数に削減する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事数の削減に代わる措置として、重大な課題等が生じた際には正副会長会を開催し迅速に対処することとした。（正副会長会の役割を明確にすることについては、平成25年5月の総代会ですでに承認済み。） ・正副会長会の運営強化を図るため、「労働基準局幹部との意見交換会」や「建設業における労働災害防止活動を一層推進するための特別委員会」において、行政施策との連携や行政との情報交換等を積極的に行った。 <p>【支部】各業種別労働災害防止団体は、本部が全ての支部に対して、監査等、ガバナンスを徹底する。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国支部事務局長会議を年2回開催し、ガバナンスの徹底や、模範的な運営を行っている支部から活動事例を発表し、全支部で情報を共有した。 ・消費税等の会計処理や情報セキュリティーなど、必要に応じ支部職員を対象に研修会を開催し、ガバナンスの徹底を図った。 ・令和2年度から本部に監査室を設置し、全支部を対象として監査を実施している。 ・新たに協会職員となった者を対象に、「中央職員研修」を実施し、本部・支部の役割を明確にし、一体感を付与した。 <p>【会費】会費や会費の使途のあり方を見直す。その際、会費の使途を会員に公開することや、会員が労災抑制効果等のメリットを実感できる仕組みの構築を検討する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員に対する安全管理士の技術指導、機関誌による安全管理手法に係る情報提供等を通じ、会員としてのメリットを実感できる環境を整備した。 ・決算報告書等をホームページに公開した。 ・公共工事発注機関の会員に対する優遇措置や安全管理活動の評価について調査し、ホームページに公開し、会員加入促進を図った。 ・安全衛生教育用テキスト・安全衛生用品等の頒布に際して、会員としてのメリットを具体化するため会員価格を設定した。 |

【経費節減】業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図る。

→主な取組状況

- ・協会規程の金額を下回る金額であっても競争入札を実施することとした。
- ・刊行物等については、品質も確保できる競争入札として、経費節減と品質向上を両立させることとした。

【目標管理】労働災害の削減目標を達成するため、事業計画に業務目標を設定する等の取組を検討する。

参与、利用者等の要望等をきめ細かく把握し、実施に際しては、P D C A サイクルにより継続的に事業を改善する。

研修等の各種事業を単にHP等で宣伝するに止まらず、事業の価値を効果的に利用者層に伝え、利用者の拡大を図る。

→主な取組状況

- ・第8次建設業労働災害防止5カ年計画の目標・達成状況等をホームページに掲載することなどにより会員に周知した。
- ・P D C A サイクルによる事業実施を行い、参与会から事業実績評価を受けるとともに、参与会の意見等を踏まえ次年度事業計画を策定した。
- ・各種事業の参加者の感想等をホームページ等に紹介し、利用者の拡大を図った。
- ・令和4年度までの取組を継続するとともに、サービスの利用者の意見等を事業の改善に繋げることとした。

【労働災害防止規程】適宜、労働災害防止規程の見直しを行う。会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを構築する。

→主な取組状況

- ・内部検討会（安全管理士）における検討結果を踏まえ、令和元年度に労働災害防止規程の変更を行い、改正規程の周知を行った。
- ・変更規程の内容を会員が理解しやすいよう、図や写真を用いた解説書を作成し、全国大会等の参加者や安全指導者等に計約12,000冊を配布した。

【安全衛生調査研究活動】各労働災害防止団体は、相互間及び行政機関と労災防止に関する情報の共有化を図る。

（独）労働安全衛生総合研究所等調査研究機関ともコミュニケーションを図り、労災防止に資する有益な情報を一般にも発信する。

→主な取組状況

- ・建設現場における暑熱環境の作業環境測定等に関する調査研究委員会を設置し、（独）安衛研と熱中症対策として使用されているミスト扇風機の効果についてWBGT値を計測し調査した。これらの結果を取りまとめ、報告書を作成した。
- ・建設業におけるメンタルヘルス対策のあり方に関する検討委員会を設置し、現場実地調査結果等を取り纏めた報告書を作成した。
- ・ずい道等建設工事における換気技術指針改訂委員会を設置し、（独）安衛研の協力を得て平成24年発刊の「ずい道建設工事における換気技術指針」を改訂した。

| | |
|--------------------------|---|
| <p>法人の事務・事業の必要性等・有効性</p> | <p>●事務・事業の必要性</p> <p>団体設立の根拠法令である労働災害防止団体法は、労働災害の防止を効率的に推進するため、国の行う監督指導に併せて、労働者の安全衛生について直接の責任を有する事業主の自主的な労働災害防止活動を促進することが必要であるとして、昭和 39 年に施行された。</p> <p>この法律による労働災害の防止を目的とする団体として、全産業的なものとして中央労働災害防止協会、特に労働災害の発生率が高い業種を厚生労働大臣が指定するものとして、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会の各業種別労働災害防止団体が、昭和 39 年に設立された。</p> <p>建設業においては、死亡災害は昭和 44 年から令和 3 年までの過去 50 年間で大幅に減少している（令和 3 年は 288 人）ものの、第 13 次防の重点対策として掲げる「労働災害による死亡者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 15% 以上減少させる。」（2017（平成 29）年：323 人→2022（令和 4）年：274 人）という目標達成は至っていない。</p> <p>また、休業 4 日以上死傷災害は依然として毎年 1 万 5 千人前後の労働者が被災している（※令和 3 年は前年より約 1 千人増加し、1 万 6 千人超となった。）。</p> <p>このように、建設業における労働災害発生件数等が未だに多い状況においては、今後も団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であると考えられる。</p> <p>●事務・事業の妥当性</p> <p>労働災害防止団体は、目下の課題である労働災害防止対策を推進する上で、労働者の安全衛生に対し直接的な責任を有する事業者に対し、国の行う監督指導に加えて自主的な労働災害防止活動への取組を促進させる目的があり、その存在意義は現在も失われていないと考えられる。</p> <p>●事務・事業の有効性</p> <p>経営基盤が脆弱な中小企業等が多数である建設業では、安全衛生管理活動を行う資金的余力に乏しく、かつ、安全衛生分野のノウハウ・人材が必ずしも十分ではない。</p> <p>したがって、安全管理士・衛生管理士を中心とした、労働災害発生事例の分析、周知等といった取組は、中小企業やその集団を対象とした安全衛生対策に貢献しているものと考えられる。</p> |
| <p>法人の事務・事業の執行体制の適格性</p> | <p>●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性</p> <p>労働災害防止団体が該当する「特別の法律に基づく民間法人」は、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定・平成 18 年 8 月 15 日一部改正）において、その基準の対象を「民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人を対象とする。」と定められている。</p> <p>労働災害防止団体については、労働災害防止法に基づき国が一定の関与を行うこととされており、団体に対しては、指導監督基準等に則って指導を行う。</p> <p>なお、最高意思決定機関については、労働災害防止団体法により、「総代会」と規定されている。</p> <p>ディスクロージャーには、法人が公表する項目に加え、所管官庁がさらにこれらに関する情報について公開することとなっている。</p> <p>「会計基準」には、企業会計原則その他法人の特性に応じ、一般的かつ標準的な会計基準となっている。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>●法人の事務・事業実施主体としての適格性</p> <p>労働災害防止団体は、事業主による自主的な安全衛生活動を促進させることを目的として組織されており、その活動が労働災害発生防止に対し実効性を期すために、労働災害防止団体法により、その活動の内容を定めているところである。</p> <p>例えば、団体会員の自主規制である「労働災害防止規程」を定めることとしているのは、労働安全衛生法令（昭和47年法律第57号・政令第318号・労働省令第32号）が全産業の最低限の規制であるところ、個々の業種ごとにきめ細かく法令を制定・見直しを行うことは技術的に困難であるため、団体内部における自主的な規制を制定させ、団体の会員に遵守義務を課しているところである。</p> <p>よって、労働災害防止団体法を廃止した場合、自主規制である労働災害防止規程を定め、これを遵守させるための取組を行うことは期待できず、労働災害防止活動の実効性が低下する恐れがある。労働災害防止団体の活動は、前述のとおり事業主による自主的な活動を促進されることを目的としたものであることから、本来ならば国が行う事業であり、独立行政法人に移行することになじまない。</p> <p>団体の活動を活性化させる観点からも、独立行政法人と同様に国の強い関与下に置いた場合、事業主の自主性による、柔軟で機動的な活動を阻害してしまう恐れもある。</p> <p>なお、独立行政法人は、最高意思決定機関が法人の長に集中しており、事業主の自主的活動を促進するという団体の目的、性格にもなじまない形態である。</p> <p>以上の観点から、特別の法律に基づく民間法人が、最も適格な運営形態であると考えられる。</p> |
| <p>政策効果の把握の手法及びその結果</p> | <p>「社会復帰促進等事業に関する検討会」、「指導監督基準」、団体における厚生労働省補助事業への取組状況に係る報告（補助金交付申請・実績報告等）を通じて、事務・事業の必要性・有効性や、執行体制を確認している。</p> |
| <p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p> | <p>特になし。</p> |
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p> | <p>特になし。</p> |
| <p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p> | <p>政策目標に係る指標の目標とした第13次防においては、計画の目標を、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡災害については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少 ・死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少と定めているところである。 <p>また、建設業を「重点とする業種」と位置付けており、その重点対策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させるとしている。 <p>労働災害は、長期的には減少傾向にあり、建設業においては、死亡災害は昭和44年から令和3年までの過去50年間で大幅に減少している（令和3年は288人）ものの、重点対策として掲げる上記目標（2017（平成29）年：323人→2022（令和4）年：274人）の達成は至っていない。</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>また、休業4日以上之死傷災害は依然として毎年1万5千人前後の労働者が被災している（※令和3年は前年より約1千人増加し、1万6千人超となった。）。事故の型別にみると、死亡災害、死傷災害ともに「墜落・転落」によるものが最も多く、起因物としては、「はしご、屋根、足場」等によるものが半数近くを占めている。</p> <p>なお、建設業における労働者の高齢化は深刻であり、10年後には大量離職が見込まれる一方で、それを補うべき若年労働者の数は不足している。かつ、全産業と比較し、建設業は労働時間が長い傾向にある。建設業における労働災害の件数増加は、高齢化・担い手不足・長時間労働といった、業界が潜在的に抱える問題も影響しているものと考えられる。</p> <p>このように、労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止について専門的な知識・ノウハウを有する団体として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報提供や、教育指導を行う期間としての役割を積極的に果たしていくことが求められる。</p> <p>今後においても、会費やその在り方の見直し、経費削減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとしたい。</p> <p>団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度から開始する第14次労働災害防止計画（現在策定中）を念頭に置きつつ、国として必要な施策への取組等を引き続き行うこととしたい。</p> |
| 備考 | |

○事務・事業の構造等（令和3年度）

| 事務・事業名 | ①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 | 支出額 (令和3年度 決算) (百万円) | 収入額（百万円） (令和3年度決算) | | 公益法人等への支出 (百万円) (令和3年度) | |
|------------------|--|-------------------------------|-----------------------|--|----------------------------|---|
| | | | 内訳（名称）（額） | | 法人名 | 額 |
| | | | 国費 | 自己収入 | | |
| 事務・事業の構造等（令和3年度） | ①会員に対する労働災害防止に関する技術的案事項についての指導及び援助 ・ 専門家による技術指導・支援事業 ・ 中小専門工事業者等の安全衛生活動支援事業の指導・支援 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体系36条第1項第2号 | 287 | 合計 | 198 | | |
| | | | 国費 | 労働災害防止対策補助金収入 | 183 | |
| | | | 自己収入 | 安全・衛生管理士による技術指導・支援事業収入 | 13 | |
| | | | 自己収入 | 建設業メンタルヘルス対策普及事業収入 | 2 | |
| | | | | 合計 | 2,368 | |
| | ①労働者の技能に関する講習 ・ 本部教育推進部で実施した講座 ・ 建設業安全衛生教育センターで実施した講座等 ・ 支部で実施した安全衛生教育 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体系36条第2項第2号 | 1,430 | 合計 | 2,368 | | |
| | | | 国費 | | 0 | |
| | | | 自己収入 | 安全衛生講習会収入 | 54 | |
| | | | 自己収入 | 安全衛生教育センター収入 | 122 | |
| | | | 自己収入 | 支部教育収入 | 2,192 | |
| | ①情報及び資料の収集及び提供 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体系36条第2項第3号 | 60 | 合計 | 44 | | |
| | | | 国費 | | 0 | |
| | | | 自己収入 | 広報雑収入 | 37 | |
| | | | 自己収入 | 支部広報収入 | 7 | |
| | ①調査研究及び広報・普及 ・ 安全衛生対策に関する調査研究 ・ 全国建設業労働災害防止大会の開催 ・ 安全祈願祭の実施 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体系36条第2項第4号 | 83 | 合計 | 58 | | |
| | | | 国費 | 労働災害防止対策補助金収入 | 9 | |
| | | | 自己収入 | 労働災害防止大会収入 | 49 | |
| | ①上記の業務に附帯する業務 ・ ずい道等建設労働者健康情報管理システムの構築・運用事業 ・ 既存不適合機械等更新支援補助金事業（国（厚生労働省）の公募による補助事業） ・ 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 ・ 東京リビッド・パブリック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業 ・ 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業 ・ 安全衛生教育用テキスト・安全衛生用品等の頒布 ・ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業 ・ 賛助会員111件 ・ 雑収入 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体系36条第2項第5号 | 4,101 | 合計 | 3,358 | | |
| | | | 国費 | 労働災害防止対策補助金収入 | 193 | |
| | | | 国費 | 既存不適合機械等更新支援補助金収入 | 394 | |
| | | | 国費 | 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援委託事業収入 | 154 | |
| | | | 自己収入 | 東京リビッド・パブリック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策委託事業収入 | 29 | |
| | | | 自己収入 | 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援委託事業収入 | 63 | |
| | | | 自己収入 | 普及資料収入 | 1,221 | |
| | | | 自己収入 | 建設業安全衛生マネジメントシステムセンター収入 | 77 | |
| | | | 自己収入 | 会費収入 | 1,209 | |
| | | | 自己収入 | 雑収入 | 18 | |

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
<令和3年度決算合計>

| 特別会計 | 法人合計（百万円） | 合計 | |
|--|-----------|----------|--|
| | | 労働保険特別会計 | |
| 労働災害防止対策費補助金事業 | 1,025 | 1,025 | |
| 既存不適合機械等更新支援補助金事業 | 385 | 385 | |
| 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 | 394 | 394 | |
| 東京リビッド・パブリック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業 | 154 | 154 | |
| 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業 | 29 | 29 | |
| | 63 | 63 | |

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。